

# 総合会計事務所ニュース

2009年12月 No.150

発行元

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

〒754-0014 山口市小郡高砂町8番11-201号

## 最大の無駄使い？機密費を仕分けの対象に！

### ～事業仕分けのあり方を考える～

「事業仕分け」とは、民主党のマニフェストによると、新たに設置する行政刷新会議のもと「すべての予算や制度の精査をすること」を言うそうです。国民の関心は高く、旧自公政権化での密室論議から可視化された事業仕分けを一定の期待をもって見守っています。確かに、天下りの温床になっていた特殊法人等へのずさんな税金投入の実態や赤字空港への補てんなど、明らかにムダな予算の姿も次第にわかるようになりました。

しかしその一方で、国民生活にとって欠かせない医療機関に支払う診療報酬の引き上げという重大な課題が、診療報酬の配分を決める中央社会保険医療協議会委員の感想で「仕分けはかなり乱暴。仕分けの司会者が高揚していて裁判のようだった。」と日経新聞にも報道されたように、仕分け人が長々と熱弁を揮い、司会者が強引に論議をまとめようとする一幕もありました。

この仕分けに真っ先に取り上げるべきものは「官房機密費」ではないでしょうか。マニフェストには「税金の使い方をすべて明らかにして、国民のチェックを受ける」とあります。そうであれば、旧政権が総選挙で負けた翌々日に2億5千万円を支出した機密費の用途について当然に明らかにすべきでしょう。野党時代の鳩山氏は「必ず公開する」と約束していたのに、先月5日の首相会見では「すべてをオープンにすべき筋合いのものとは、必ずしも思っていない」と、トーンダウンし、平野官房長官も就任直後には、機密費の存在について「まるで承知していない」と発言していましたが、就任以後既に1億2千万円の支出をしています。しかも用途公表は「慎重に対応する」といった発言をしています。

税務調査では、調査官は執拗に「この支払いはどこにしたのですか。用途のわからないものは、課税の対象ですよ。」と納税者を責め立てます。その一方で、この「機密費」は聖域だということでしょうか。マニフェストや国民の期待への裏切りなど幾重にも問題があるこの「機密費」という税の使い方を、まず事業仕分けの対象にして国民のチェックを受けるべきではないでしょうか。

(株)総合会計 所長 金巨 功

### ～年末年始お休みのお知らせ～

12月30日(水)～1月4日(月)までお休みとさせていただきます。

### ～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

# 住宅資金500万円贈与特例について

2009年度の追加経済対策において「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」(住宅取得等資金500万円贈与の特例)が2009年6月8日に創設されました。この住宅取得等資金500万円贈与の特例は、20歳以上の子どもが**2009年1月1日から2010年12月31日**までの間に、父母や祖父母など**直系尊属**からの贈与により、居住用の家屋を新築や取得、または増改築するための資金を取得した場合に、その期間を通じて**500万円まで贈与税を非課税**とする制度です。この特例は暦年課税や相続時精算課税といった従来の非課税枠に上乗せすることができます。暦年課税の場合、最高610万円まで課税されません。相続時精算課税の場合は2009年12月31日までは最高4000万円まで、2010年12月31日までは現行税制では3000万円まで課税されません。(2010年度の改正で変わることが予想されます)この制度を受けるためには、贈与を受けた年の翌年3月15日までに入居し、贈与税の申告をする必要があります。

現行の住宅所得資金の贈与との違いは、直系の祖父母等からの贈与が可能になることと、相続税の計算で加算をしなくてよいことです。この特例で祖父母から孫への贈与が促進されると言われています。

また12月8日に政府が決定した追加経済政策で2010年税制改正で、住宅投資促進のための贈与税の措置がとられることになりました。

	暦年贈与	相続時精算課税贈与		住宅取得資金非課税特例
		一般枠	住宅取得等資金の特例	
適用期限	恒久的措置	恒久的措置	平成21年12月31日までの贈与	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの贈与
非課税枠	基礎控除年110万円	特別控除 2,500万円	特例の1,000万円と一般枠を合計して最大3,500万円の特別控除	平成21年及び平成22年を合計して500万円まで非課税
贈与する人	年齢制限なし	父母(その年の1月1日現在年齢満65歳以上)	父母(年齢制限なし)	父母・祖父母等の直系尊属(年齢制限なし)
贈与される人	年齢制限なし	その年の1月1日現在満20歳以上の子供		その年の1月1日現在満20歳以上の子供(孫)
税率	超過累進税率 10%~50%(6段階)	制度選択後の贈与を累積して、累積額から特別控除後 一律20%		500万円を超えると越えた部分について、相続時精算課税、暦年贈与、それぞれのしくみで課税
相続税の計算	相続で財産を取得した者については、贈与時点から3年以内に相続が発生すると、相続税の対象財産として加算される(贈与税非課税分も)	贈与時の評価額で計算		非課税の特例のため相続財産への加算なし
選択手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに申告(基礎控除以下なら申告不要)	贈与を受けた年の翌年3月15日までに申告		
特別控除の複数適用	なし	父母からそれぞれ2,500万円または3,500万円まで可能		なし

## 事例 Q & A

Q サラリーマンである私は、上司からの突然の転勤命令で住めなくなったマイホーム（築1年）を弟に貸しつけることにしました。私に同情した弟は、借入金の利息と固定資産税と損害保険料相当額の賃料月額5万円を払うことを提案してくれました。弟の提案はうれしいのですが、親族でもありますし、私は確定申告が面倒なので弟には無料で貸したほうが良いのではないかと考えています。結論を出す前にアドバイスをおねがいします。

A 賃料を受け取らない理由が確定申告が面倒なだけであれば、次の4つが考えられます。

確定申告を必要としない条件を満たしているかどうか検討すること。

サラリーマンをはじめとする給与所得者は、勤務先で毎月の給与から所得税が控除され、年末調整によって一年間の所得税額が確定します。この場合、（一箇所のみから給与をもらっている方は、）給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円超、また（2箇所以上の勤務先から給与をもらっている方は、）主でない勤務先の給与と給与所得及び退職所得以外の所得が年20万円超である場合は、別途、確定申告が必要ですが、そうでなければ確定申告は不要となります。（その他にも細かい条件はありますが、基本的にはこの二つです。）

あなたの場合は、この申告不要のケースに該当する可能性があります。

ためしに不動産所得を計算してみましょう。

### 【不動産所得】

総収入金額 - 必要経費

（賃料等）

（固定資産税・利息・減価償却費・修繕費・損害保険料等、借入金元本は×）

弟さんは賃料<必要経費となるように賃料を支払うのですから、不動産所得が20万円超となることはまずないでしょう。むしろ減価償却費分だけ赤字です。よって、他に所得がなければ確定申告は不要です。

不動産所得が赤字である場合、所得税還付が受けられないか検討すること。

不動産所得が赤字の場合、確定申告することで所得税が還付される可能性があります。損益通算と言いますが、黒字の所得から赤字の不動産所得を差し引いて、全体の所得を下げることで所得税が少なくなる制度です。注意点としては、赤字の場合、「不動産所得=総収入金額-必要経費」の計算を行う際に、「必要経費から借入金利息のうち土地に関する部分は控除する必要がある点」です。

逆に言えば、土地の取得に係る借入金利息は必要経費になりません。

転勤から戻った後、住宅ローン控除を受けられるように工夫すること。

転勤中は、住宅ローン控除は受けられませんが、転勤からマイホームに戻った後に再び住宅ローン控除を受けられる可能性があります。1年目の住宅ローン控除の確定申告をして、かつ、将来のために「転任の命令等により居住しないことになる旨の届出書」を税務署に提出しておきましょう。

兄弟とはいえ契約書をかわし、契約期間等を明確にすること。

親しき仲でもトラブルを避けるため、転勤から帰り次第マイホームに住める内容の契約書をかわしておくことが大切です。



# 所長の登山日記



登山日

2007年10月12日



山名

日光白根山（2578 ㍎、日本百名山、42 座目）



日記

いつもの税理士4名のうち2名の都合がつかず、中山さんとの山行となりました。ホテルのロビーにAM6時半に集合、コンビニで朝食と昼食を買い出し、AM8時前に菅沼登山口を出発。約2時間かけて標高差約500㍎、標高2250㍎の阿弥陀ヶ池まで一気に急坂を登りつめAM10時に到着。一息入れ、さらに岩場の多い頂上まで約1時間、AM11時に山頂に到達。あいにくガスっていて頂上からの視界はありませんでしたが、下り始めてしばらくすると次第に眺望も開けてきて五色沼などがはっきり見えるようになりました。

避難小屋でトイレ休憩をして、12時過ぎに五色沼到着、ゆっくりと昼食を済ませ、再び阿弥陀ヶ池を經由して無事下山。一路中山さんの愛車を運転して東京へ向かいました。初めて東京の一般道を運転しましたが、山口の車の量との違いにビックリするのみでした。



詳しくはブログをみてね。

<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>



地図

